

平成30年2月7日

関係各位様

北海道木材産業協同組合連合会  
会長 松原正和

## 平成29年度（第11回）受託販売素材入札のご案内

- 1 販売委託署 渡島森林管理署
- 2 物件の展示場所 別紙、公売物件展示
- 3 物件明細書 入札物件一覧表及び明細書は別紙のとおりです。
- 4 入札日時 平成30年2月22日（木） 13時15分 開始 13時30分 締切
- 5 入札場所 札幌市中央区宮の森3-7-70  
北海道森林管理局 大会議室
- 6 主催(販売受託者) 北海道木材産業協同組合連合会  
実務担当者 同連合会 吉田 朋泰 常務理事 (電話011-251-0683)  
道南支部 倉知 弘志 専務理事 (電話0138-83-8911)

### 7 その他<留意事項>

- (1) 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。  
また、公売(素材)物件一覧表及び販売物件明細書に「間伐材」と明記された物件について、「間伐材証明」を必要とする買受者は申し出願います。  
(証明申請期限は、入札日以降、翌月末までとします。)  
なお、「間伐材等由来の木質バイオマス証明」が必要な買受者は申し出願います。  
(証明申請期限は、入札日以降、翌月末までとします。)
- (2) 国有林の管理上、林道のゲートに施錠がされております。お買い上げ物件の搬出に伴う鍵の貸し付けは、各森林管理署が行っております。  
買受材の搬出にあたっては、事前に書面を提出(郵送可)のうえ、鍵を借り受けるようお願いします。
- (3) 搬出にあたっては、林道規格に合った車両を使用し、過積載がないよう特段のご配慮をお願いします。  
なお、買受された方が他社に運送を依頼するときは、上記のことについて遵守するようご指導方をお願いします。
- (4) 搬出にあたっては、搬出の期間や搬出方法及び除雪体制等について、当該森林管理署の指示に従って実施するようお願いします。
- (5) 降雨時及び降雨直後の搬出は見合わせるようお願いいたします。  
なお、降雨時等の搬出によって道路の損壊等があった場合は原状回復をお願いします。

# 受託販売素材入札規定

## 1 入札参加資格

資格等の制限がありませんが、下記の条件を遵守できる者としてします。

## 2 入札方法

(1) 入札は、投函入札とします。物件ごとに北海道木材産業協同組合連合会作成の入札用紙に入札番号(物件番号)、入札金額、入札者住所・氏名・印等所定の事項を記入し投函して下さい。

(2) 郵便入札の受付は、平成30年2月21日(水)午後5時00分まで必着とします。二重封筒の表に「郵便入札」と朱書きし、配達証明をもって下記のところへ郵送願います。なお、「郵便入札」は、ご案内の受託販売先の「署名」を記入し、その封筒に入札書を入れて下さい。

※「宛先」 〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目(今回は「道木連」宛です)

北海道林業会館3F 北海道木材産業協同組合連合会

## 3 入札保証金

(1) 免除します。ただし、落札決定後、落札者が買受を取り消したときは、落札金額に消費税を加算した金額の5%を「違約金」として徴収します。

(2) 買上代金請求後の買受け取消しは認めないこととします。

## 4 入札金額

(1) 入札金額は、100円単位とし、端数がある場合は切上げとします。

(2) 消費税は、代金請求の際にお買上げ代金に加算しますので、入札に当たっては消費税を含めない1物件当たりの金額で入札願います。

(3) 有効札の最高値をもって落札とし、最高値が複数同額の場合は抽選により決定します。

(4) 開札の結果、最低販売価格に達する札が無いときは、原則として再入札を行いません。

## 5 入札物件

入札物件の数量、長級、径級、品等は全て明細書どおりとし、異義申立ては受入れません。

## 6 契約事務及び代金の決済

(1) お買上げ代金の決済期限は、平成30年3月8日(木)までとし、現金又は金融機関による支払保証手形とします。なお、銀行振込手数料差引決済は認めないこととします。

(2) 支払保証手形の支払期日は、入札の日から120日(平成30年7月5日)とします。支払保証手形の額面は、年利2.50%、期間110日の金利を含めた金額とします。

(3) 支払保証手形の送付先は、〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目

北海道林業会館内 北海道木材産業協同組合連合会(会長 松原正和)とします。

(4) お買上げの納入が決済期限を遅延した時は、遅延日数1日につき、支払代金の11%(年率)を遅延金として徴収します。

(5) 入札終了後、落札された方は、現金、支払保証手形のどちらで決済するかを申し出て下さい。

## 7 物件の引渡

代金納入が確認された後または支払い保証手形受領後とします。

## 8 搬出期限

渡島森林管理署は物件の引渡し日から90日間とします。

## 9 その他

(1) 搬出期限を延長しようとする場合は、事前に連絡すること。

また、その場合は、搬出延期料として当該延期期間1日につき、搬出延期物件に関わる販売代金の1000分の1に相当する金額を徴収します。

(2) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別添)について、入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

暴力団排除に関する誓約事項(別添)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札は無効となる。

(3) 入札参加資格は、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通知)」、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)」に基づき指名停止を受け、林産物売払いに係る競争参加資格に制限を受けている者については、その制限を受けている期間中でない者としてします。

(4) 上記以外の事項については、北海道森林管理局長が定めた「林産物(立木・素材)の競争入札公告事項」に準拠することとします。

## 10 代金振込先銀行

北洋銀行札幌駅南口支店(普) 0132529 口座名 北海道木材産業協同組合連合会

## 11 問い合わせ先

北海道木材産業協同組合連合会(担当:吉田常務理事) ☎ 011-251-0683

別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴殿の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載したもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為をする者
- (2) 法的に責任を超えた不当な要求行為を行なう者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行なう者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行なう者
- (5) その他各号に準ずる行為を行なう者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 暴力団排除に関する特約条項

### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき、
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

### (表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を売買物件の全部又はその一部の販売又は譲渡の相手及び買受に伴う作業の請負人又は当該作業を受託した者(以下「転売先等」という。なお、買受に伴う作業の請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。)としないことを確約する。

### (転売等に関する契約解除)

第4条 乙は、引渡前(立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時まで)に転売先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該転売先等との契約を解除し、又は転売先等に対し当該解除対象者(転売先等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が転売先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは転売先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該転売先等との契約を解除せず、若しくは転売先等に対し当該解除対象者(転売先等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

### (契約解除による売買代金の返還等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、搬出未済の物件(伐倒木及びその加工品を除く。)であって当該契約の解除された部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する代金を乙に返還するものとする。

- 2 前項の規定により甲から乙に返還される金額に対しては、利息を付さない。
- 3 第1項により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用の全てを支払うものとする。
- 4 甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、乙が甲に納付した契約保証金は甲に帰属し、契約保証金が免除されているときは売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限まで甲に納付しなければならない。
- 5 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときであって、前項の規定によりその損害の全部を償うことができないときは、その不足額を賠

償するものとする。

- 6 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 7 乙は引渡後(立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時以降)に乙又は転売先等が解除対象者であることが判明したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は転売先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は転売先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 平成29年度 第11回受託公売物件展示場所一覧表

(連絡先)	物件の展示場所		土場(入札番号)	桧	備	考
	森林事務所 (連絡先)	所在地				
渡島森林管理署 0137-63-2141	大関 0137-62-3659	二海郡八雲町トワルベツ	3号土場(1~3号)、6号土場(1,2号)	5	699.130 m <sup>2</sup>	

計 699.130 m<sup>2</sup>

現地物件熟覧ご希望の方は、管轄の森林管理署又は、森林事務所ご連絡の上、鍵を借りて入林願います。

公売物件実務担当：道南地方木材協会(担当:倉知) Tel0138-83-8911 携帯(090-6696-9412)



販売物件明細書

\*\*\*

\*\*\*

公売年度	29	公売回数	11	入札番号	53	植番号	29 - TW - 14
------	----	------	----	------	----	-----	--------------

物件所在地	大関森林事務所	植番号	29 - TW 14	産地	大関	樹種	原料材N	林齢	35	材の区分	原料材	長級	2.40	径級	1 ~ 200	品等	原料材	本数	-	材積	91.212	材積	0.060	材積	0.060	要	3-1号植
													(単位:長級 m, 径級 c.m, 材積 m <sup>3</sup> )														
													材積	91.212	材積	0.060											

販売物件明細書

\*\*\*

\*\*\*

公売年度	29	公売回数	11	入札番号	54	植番号	29 - TW - 15
------	----	------	----	------	----	-----	--------------

物件所在地	大関森林事務所	植番号	29 - TW 15	産地	大関	樹種	原料材N	林齢	35	材の区分	原料材	長級	2.40	径級	1 ~ 200	品等	原料材	本数	-	材積	98.992	材積	0.060	材積	0.060	要	3-2号植
													(単位:長級 m, 径級 c.m, 材積 m <sup>3</sup> )														
													材積	98.992	材積	0.060											

販売物件明細書

\*\*\*

\*\*\*

公売年度	29	公売回数	11	入札番号	55	植番号	29 - TW - 16
------	----	------	----	------	----	-----	--------------

物件所在地	大関森林事務所	植番号	29 - TW 16	産地	大関	樹種	原料材N	林齢	35	材の区分	原料材	長級	2.40	径級	1 ~ 200	品等	原料材	本数	-	材積	109.693	材積	0.060	材積	0.060	要	3-3号植
													(単位:長級 m, 径級 c.m, 材積 m <sup>3</sup> )														
													材積	109.693	材積	0.060											

販売物件明細書

\*\*\*

\*\*\*

公売年度	29	公売回数	11	入札番号	56	植番号	29 - TW - 23
------	----	------	----	------	----	-----	--------------

物件所在地	大関森林事務所	植番号	29 - TW 23	産地	大関	樹種	原料材N	林齢	35	材の区分	原料材	長級	2.40	径級	1 ~ 200	品等	原料材	本数	-	材積	192.485	材積	0.060	材積	0.060	要	6-1号植
													(単位:長級 m, 径級 c.m, 材積 m <sup>3</sup> )														
													材積	192.485	材積	0.060											

販売物件明細書

\*\*\*

\*\*\*

公売年度	29	公売回数	11	入札番号	56	植番号	29 - TW - 24
------	----	------	----	------	----	-----	--------------

物件所在地	大関森林事務所	植番号	29 - TW 24	産地	大関	樹種	原料材N	林齢	35	材の区分	原料材	長級	2.40	径級	1 ~ 200	品等	原料材	本数	-	材積	206.748	材積	0.060	材積	0.060	要	6-2号植
													(単位:長級 m, 径級 c.m, 材積 m <sup>3</sup> )														
													材積	206.748	材積	0.060											

北海道森林管理局  
渡島森林管理署

北海道森林管理局  
渡島森林管理署

北海道森林管理局  
渡島森林管理署

北海道森林管理局  
渡島森林管理署

北海道森林管理局  
渡島森林管理署